

## 論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省・環境省
論点	<p>【エネルギー使用の合理化等に関する法律・地球温暖化対策推進法】</p> <p>1. 報告様式の標準様式化・電子化の実現</p> <p>省エネ法・温対法と地球温暖化防止条例の報告につき、国・地方公共団体間や多くの地方公共団体で調査項目とされている事項を中心に「共通調査項目」を作成の上、「共通調査項目」では把握できない、各地方公共団体で独自に調査したい事項については追加的に「独自調査項目」を設けるような形で、調査票様式を作成するべきではないか。また、電子化についても事業者負担軽減の観点から積極的に推進すべきではないか。直ちにできないとしても、工程を明らかにしつつ、取り組むべきではないか。</p>
【回答】	<p>① 平成 30 年 1 月に e ガバメント閣僚会議で決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、今般、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「中長期計画」という。）を策定し、中長期計画において、温室効果ガス排出量集計公表システム（省エネ法及び温対法の報告を受け付けるシステム）の利用率が低く改善が必要である旨、及び、同システムに登録されているデータと他の制度で登録されているデータには類似するデータがあるためワンスオンリーの実現に向けて改善を図っていく旨が盛り込まれたところ。</p> <p>今後、中長期計画に基づき、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告を、共通のインターフェースで行うことができるよう、システムの抜本的な改革及び当該システムに対応した共通様式の作成を検討したい。その際、共通様式において、「論点」にご提示いただいているような、共通調査項目及び独自調査項目を設けることを併せて検討したい。</p> <p>② 他方、当該システムの実現には、現行システムの課題抽出や次期システムの設計及び構築に時間を要する（現行の予定では、最短で 2021 年度に次期システム運用開始）。そのため、それまでの間の措置として、温暖化対策推進条例を定めて実施している地方自治体に対して、事業者の負担軽減にも配慮していただくように、今年度中に協力を依頼することを検討したい。</p>

事業者の負担軽減への配慮の方法として、具体的には、例えば、条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については当該報告書を添付すればよいこととする（重複しない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）、あるいは、省エネ法報告書から報告先の地方自治体の区域分のみを切り分けた報告書で足りる項目については当該報告書を提出すればよいこととする（それでは足りない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）といった対応が考えられるので、こうした対応を例示して、今年度中に協力依頼を行うことを検討したい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省・環境省
論点	<p>【エネルギー使用の合理化等に関する法律・地球温暖化対策推進法】</p> <p>2. 事業者ニーズの把握</p> <p>第8回行政手続部会第1検討チーム（平成30年3月27日）において、事業者の負担を具体的に把握するため、事業者へのヒアリングを実施すべきとの意見が出されたが、その対応状況及びヒアリング結果について、示していただきたい。</p>
【回答】	<p>事業者の負担を具体的に把握するため、また、「1. 報告様式の標準様式化・電子化の実現」で回答した対応方針が事業者ニーズに添えているか確認するため、経済産業省・環境省で事業者に対し本年度中にヒアリングを実施してまいりたい。</p>